

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	北区
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html">http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学のために必要な費用についての援助に関する事務であって東京都北区教育委員会規則で定めるもの(特別支援児)
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第十三の項 就学のために必要な費用についての援助に関する事務であって東京都北区教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年六月一日法律第百四十四号)第一条	東京都北区特別支援教育就学奨励実施要綱第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第一条 教育の機会均等の趣旨にのっとり、効率の小・中学校の特別支援学校(以下「特支学級」という)への就学の特殊事情にかんがみ、特支学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特支学級への就学に必要な経費の一部を補助し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都北区就学援助実施要綱(昭和60年4月1日教育長決裁) 北区就学援助費事務処理要領(昭和60年4月1日教育長決裁)